

令和3年度総合評価ガイドライン改正の概要

【資料2】

頁	改正対象（評価項目）	改正前	改正後	改正のポイント	備考
1 P7 P8	落札候補者の決定方法 総合評価の方法	・「加算方式」と「除算方式」の併用型	・「加算方式」を削除し、「除算方式」に統一	国の全ての機関では除算方式が導入されており、県及び近隣市においても除算方式による算定が基本となっている。このことから、総合評価の方法については除算方式に統一し、制度の透明性・合理化を図りました。	
2 P16 P17	企業の技術的能力	同種工事の施工実績（有無）	・対象期間は過去15年間 ・実績範囲は「県内政令市」まで	・対象期間は過去10年間に短縮 ・実績範囲は「県内市」に拡大	平成29年度の改正では、受注機会の確保を図るため、過去10年間に15年間に延ばした経緯がある。直近の施工実績を重視するとともに、企業の技術的能力の向上を促進させる観点から、15年間から10年間に短縮しました。参加企業の活動実態に即した評価が可能となるよう実績の評価対象を「県内政令市」から「県内市」に拡大しました。
3 P16 P17		優良工事の受賞実績（回数）	・実績範囲は「県」の表彰まで ・受賞実績1回は、1回として評価	・実績範囲を「県内市」の表彰に拡大 ・受賞実績1回は、平塚市の受賞は1回、その他は0.5回として評価	参加企業の活動実態に即した評価が可能となるよう実績の評価対象を「県」表彰から「県内市」表彰に拡大しました。企業を対象とした受賞実績は件数が多く、評価での差がつきにくいことから、0.5点刻みの設定を導入しました。
4 P19 P20	配置予定技術者の技術的能力	同種工事の施工実績（有無）	・対象期間は過去15年 ・実績範囲は「県内政令市」まで	・対象期間は過去10年に短縮 ・実績範囲は「県内市」に拡大 ・平塚市の実績があれば成績80点以上で評価点を加点	平成29年度の改正では、受注機会の確保を図るため、過去10年間に15年間に延ばした経緯がある。直近の施工実績を重視するとともに、配置予定技術者の技術的能力の向上を促進させる観点から、15年間から10年間に短縮しました。参加企業の活動実態に即した評価が可能となるよう実績の評価対象を「県内政令市」から「県内市」に拡大しました。平塚市の工事で実績のある技術者を配置した場合スムーズな現場監理や品質向上に寄与する度合いが大きいことから、成績80点以上の場合は加点としました。
5 P19 P21		優良工事の受賞実績（回数）	・実績範囲は「県」の表彰まで	・実績範囲を「県内市」の表彰に拡大	参加企業の活動実態に即した評価が可能となるよう実績の評価対象を「県内政令市」から「県内市」に拡大しました。

6	P22 P24	企業の 社会性	災害時の地域貢献 (建設機械の保有)	15台以上(4点) 13台~14台(3.5点) 11台~12台(3点) 9台~10台(2.5点) 7台~8台(2点) 5台~6台(1.5点) 3台~4台(1点) 1台~2台(0.5点)	5台以上(2点) 3台~4台(1.5点) 1台~2台(1点)	建設機械の保有状況は、災害時に対応できる機械の保有を評価するものですが、保有台数の確認は経営審査の写しのみでしか確認できないため、保管場所の特定が困難であることや、市内事業者の保有状況の実態を考慮し、保有台数と配点の比重を引き下げました。	
7	P22 P25		キャリアアップ登録 (有無)	なし	・事業者登録している企業を評価	国の通知により、地方公共団体が発注する公共工事においても、総合評価方式での加点やインセンティブ等について積極的な取組みが要請されており、担い手の確保・育成を促進するため、評価項目として新設しました。	

その他	建設共同企業体 JVの取扱い	若干不明確な部分があったため分かりやすく修正(P46~48)
-----	-------------------	--------------------------------